

< 討論 >

無所属の神原宏一郎です。ただいまより、市議案第6号から市議案第31号及び市議案第33号、及び議員提出議案第1号について一括して討論をさせていただきます。

議員提出議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてですが、1991年(平成3年)の2月臨時会において、一定以上の職員の期末勤勉手当に対して20%を限度とする加算制度の改正が可決されました。それに準ずる形で、議会の議員についても条例改正がされました。それ以来、私たち議員の期末手当に対しても20%の加算がなされて支給されてきました。

この加算制度が導入されてから約20年がたち、今日では経済状況、社会状況が大きく変化しました。導入の目的、制度の役割の無くなったこの加算制度を維持し、市民には分かりにくく、目的や役割を明確に説明の出来ないようなお金を私たち議員が報酬の一部として頂くことに私は、とても違和感があります。私たち議員は、常日頃から、税金の使い道をしっかりとチェックする役割を果たすべく活動しています。私たち議員が頂いている議員報酬ももちろんのことながら、その税金の一部から支給されています。私たち議員の期末手当に対する20%の加算分が今日において、本当に必要なものなのか、制度の目的、役割にあったものなのかを考えると私は、おかしな税金の支出と思います。

先日開かれた議会運営委員会でも述べさせていただきましたが、私は議員が真剣に、必死に、貪欲に活動をすればするほど、お金が必要となり、現在、頂いている議員報酬が必ずしも多いとは思っておりません。そのため、今回の加算制度の廃止については、結果としては、議員報酬の削減につながるかもしれませんが、それが本来の目的ではなく、市民に説明のしづらい報酬をやめ、おかしな税金の支出をやめることが本来の目的と私は考えています。

議員報酬等について、議会改革検討委員会で議論をされていることは十分承知しており、会派の議員の皆さんにもご賛同頂きたいと、議会改革検討委員会にも要望させていただきました。議会費の削減については、議員報酬の削減、議員定数の削減などなど、様々なご意見、ご提案があるかと思ひますし、しっかりと今後も議論、

検討していけばいいと思っています。ただ、議会改革検討委員会において結論がなかなか出ないまま、この加算制度が維持され続けると、結局は、今後も期末手当の際には、不本意にも私も含め議員には、20%の加算された額が支給され続けるのです。財政の厳しさにかかわらず、先程述べた目的を早急に果たすために今回の議案を提案させて頂いていますので、会派所属の議員の方々にも是非ともご理解いただきたいと思うのです。

各常任委員会で予算審議の議論を伺っていても、全ての議員が様々な視点で豊中市民、豊中市のために、税金を1円たりとも無駄にせず、いかに有効に活用するかを真剣に考えておられていたと思います。そういう意味では、議員の期末手当における20%の加算支給は、支給の目的、意図、役割が全くないものと考えます。

また、先日の議会運営員会で「今回は議員の加算分についてのみだが、いずれは職員の加算分についても廃止を見込んでいると思われるので、今回の議案に反対」とのご意見がありました。しかし、少なくともこの議案には、そのような内容は一切盛り込まれておりません。職員の加算分についても廃止すべきかどうかについては、今回の議案を提出している三議員でも考え方が一致しているわけではありません。また、職員の方々の給与のあり方については、行財政改革の中でも常に検討課題とされているわけで、職員の方々の給与制度全体については、役職加算のあり方についても含めて今後、慎重に議論、検討されていくものだと思います。仮定の話になりますが、もし職員の方々の役職加算の廃止に関する議案が提出されたとしても、36人の議員が慎重な検討、議論を行い判断を下せば良いと思います。今回の議案はあくまで、議員の期末手当の加算制度の廃止を求めているものですので、議員の期末手当における加算が妥当か否かを判断し、賛否の意思表示をすべきではないかと考えます。

私は、議員の期末手当における加算が妥当ではないとの思いから、この議案に賛成することを申し上げるとともに、是非とも議員の皆さんのご理解を得て、この議案が可決されることを願っています。また、市議案第6号平成22年度一般会計予算については、特段の異論はありませんが、議員の期末手当に対する20%の加算分が予算計上されていますので反対し、その他の議案には賛成することを申し上げ、討論を終わります。